

# 平成 23 検査事務年度検査基本方針のポイント

## 検査基本方針とは

毎年、検査事務年度(7月～翌年6月)当初に、検査運営の基本的枠組みや重点検証項目等を明確化するため、「検査基本方針」を策定・公表。

## 平成23検査事務年度検査基本方針の主な内容

我が国経済は、東日本大震災の影響により厳しい状況にあり、海外経済の下振れ懸念等のリスク要因にも直面している。こうした中、金融機関には実体経済、企業のバックアップ役としてサポートを行い、また成長産業として経済をリードする役割が求められている。

こうした情勢を踏まえ金融検査では、①適切な金融仲介機能を果たす態勢が整備されているか、②そうした役割を果たすことができるだけの十分な財務基盤と強固で包括的なリスク管理態勢が整備されているか、を検証することを基本とする。

また、当局のオン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリング機能を強化しつつ、金融機関の金融円滑化への対応（貸付条件の変更時等におけるコンサルティング機能の発揮等）、業務継続体制やシステムリスク管理態勢、顧客保護対応 等について重点的に検証を行う。

## 【新たに追加した主な事項】

### Ⅱ. 基本的な取組姿勢

- 分析力・情報発信力の強化（項目新設）
- オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの強化のうち
  - ✓ システムリスクに関するオン・オフ一体的なモニタリングの強化

### ○ 東日本大震災への対応（項目新設）

- ✓ 金融機関による債務者等へのきめ細かい対応（二重債務問題への対応を含む）
- ✓ 被災地域に所在する金融機関への検査実施等に当たっての配慮

### Ⅲ. 基本的枠組み

#### ○ 金融機関等への検査のうち

- ✓ EiC(複数年担当制の主任検査官)の機能強化
- ✓ 外国銀行の本部との意見交換の実施等
- ✓ 信託兼営金融機関、新規参入銀行等への着眼

### Ⅳ. 検査重点事項

#### ○ 経営管理態勢の整備のうち

- ✓ 金融持株会社の子会社等に対する経営管理
- ✓ 震災等を踏まえた業務継続体制の整備

#### ○ 金融円滑化の一層の推進のうち

- ✓ 第三者個人連帯保証を求めない融資慣行の確立

#### ○ 法令等遵守態勢（項目新設）

- ✓ 新規業務(ホールセール含む)の適切性等の確保

#### ○ 顧客保護・利用者利便の向上のうち

- ✓ リスク性商品の販売後のフォローアップ態勢
- ✓ 銀行等による保険募集時の弊害防止措置

#### ○ リスク管理態勢の整備のうち

- ✓ 住宅ローンの商品性等を踏まえたリスク管理
- ✓ グローバルベースの流動性リスク管理
- ✓ 安定稼働しているシステムを含めたリスク管理

## 【引き続き取り組む主な事項】

### Ⅱ. 基本的な取り組み姿勢

- ・ 検査マニュアル五原則の実践強化
- ・ ベター・レギュレーションの進化

### Ⅲ. 基本的枠組み

- ・ 大手金融グループへのコングロマリット検査
- ・ 金融機関の委託業者・代理業者への検査

### Ⅳ. 検査重点事項

- ・ 各種リスクの的確な管理を行うための経営管理態勢の整備
- ・ 金融円滑化の一層の推進（コンサルティング機能の発揮による、実効性ある経営改善計画等の策定・実施への支援）
- ・ 顧客等に関する情報管理の徹底
- ・ 金融 ADR 制度への対応
- ・ 大手金融グループ全体としてのリスク管理
- ・ 保険会社における統合的リスク管理

# 【参考】検査基本方針の構成

## I. はじめに

- 適切・円滑な資金供給等を果たす態勢が整備されているか
- 十分な財務基盤と強固で包括的なリスク管理態勢を構築しているかを検証することを基本とする

## II. 基本的な取組姿勢

1. 検査マニュアル前文五原則の実践強化
  - 重要なリスクに焦点をあてた検証
  - 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明
  - 問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な実態の検証
  - 指摘や評価根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化
  - 検証結果に対する真の理解（「納得感」）
2. ベター・レギュレーションの進化に向けた取組み
3. 分析力・情報発信力の強化
4. オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの強化
  - システムリスクのモニタリング強化
  - 財務局における取組みの推進 等
5. 東日本大震災への対応

## III. 各種検査の基本的枠組み

- 主要行
  - ー EiC（複数年担当制の主任検査官）の機能強化 等
- 大手金融グループ
  - ー グローバルベースのビジネス展開への対応 等
- 地域金融機関
  - ー 一層メリハリのある検査の実施 等
- 外国銀行等
  - ー 本部及び母国当局との意見交換の実施 等
- 信託兼営金融機関等・新規参入銀行
  - ー 業務特性を踏まえたリスク管理態勢の整備 等
- 保険会社
  - ー 改定保険検査マニュアルに基づく検査 等
- 金融会社等
  - ー 改正貸金業法の完全施行等を踏まえた検査 等
- 委託業者・代理業者
  - ー 外部委託先や代理業者に対する検査の積極的な実施 等

## IV. 検査重点事項

1. 経営管理態勢の整備
  - 経営陣のリーダーシップの下でのグループ全体の経営管理態勢
  - 金融持株会社の経営管理機能の発揮状況
  - 震災等の危機発生事例を踏まえた業務継続体制の整備 等
2. 金融円滑化の一層の推進
  - 金融機関の適切なコンサルティング機能の発揮による経営改善
  - 中小企業向け融資・住宅ローンの条件変更時における積極的な支援 等
3. 法令等遵守態勢の整備
  - 反社会的勢力の金融取引からの排除
  - ホールセール業務を含む新規業務の適切性の確保 等
4. 顧客保護・利用者利便の向上
  - 顧客保護
    - ー 顧客等に関する情報管理の徹底
    - ー 積極的な相談・苦情対応（金融ADR制度対応含む）
    - ー 顧客に対する適切な説明
  - 利用者利便の向上
5. リスク管理態勢の整備
  - 統合的リスク管理
    - ー 規模・特性、リスクプロファイルに応じた統合的リスク管理態勢
  - 信用リスク管理
    - ー 大口与信、シ・ローン、海外向け与信等の適切な審査・与信管理
    - ー 住宅ローンのリスク管理態勢 等
  - 市場リスク管理
    - ー 損失限度枠等の実効的な管理態勢 等
  - 流動性リスク管理
    - ー グローバルベースの流動性管理 等
  - システムリスク管理
    - ー 安定稼働しているシステムを含めたシステム管理
    - ー システム共同化、外部委託、クラウドサービスの進展への対応 等
  - 大手金融グループ全体としてのリスク管理
  - 保険会社におけるリスク管理